

只木ゼミ第5問検察反対尋問レジюме

文責:1班

1. 弁護レジюме2頁20~21行目「第一行為は第二行為を確実に遂行させるための先行行為」
5 とあるが、弁護側は具体的危険の発生をどのように判断するのか。
2. 「実行の着手」(43条)を既遂の現実的・客観的危険(具体的危険)を惹起した時期と解すると、「実行の着手」を実行行為の開始ととらえないこととなり、実行行為の概念とずれるが、それを正当化する根拠は何か。
3. 弁護2頁4行目「結論に…差異は認められない」としながらも、6、7行目でβ説より
10 もα説が基準が明確とするのはなぜか

以上